

# 令和7年度 鹿児島県ドローン活用技術トライアル発注事業

## 募集要領

### ○ 募集期間

令和7年3月14日(金)～4月25日(金)

※ 本募集は、県議会での令和7年度予算成立等が前提となります。このため、今後、内容等を変更する可能性がありますのであらかじめご了承ください。

### ○ 提出期間

【応募申込書】 令和7年3月14日(金)～4月18日(金)【必着】

【応募書類】 令和7年3月14日(金)～4月25日(金)【必着】

### ○ 問合せ先

鹿児島県 商工労働水産部 新産業創出室 新産業創出係 水島

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

電 話:099-286-2897

メールアドレス: shin-sousyutsu@pref.kagoshima.lg.jp

## 1 制度の概要

鹿児島県ドローン活用技術トライアル発注事業（以下、「本事業」という。）は、県内企業におけるドローンに関するサービスの事業化の促進を目的としています。県内におけるドローン活用の社会受容性を高め、ドローン関連産業の定着を図るため、県内企業等において事業化段階にあるドローンサービスを、県の機関が試験的に活用するものです。

## 2 ドローンとは

本事業において、ドローンとは以下のいずれかを満たすものとします。

### (1) 無人航空機

飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等のうち、構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの。

### (2) 海洋無人機

水上機、潜水機等のうち、構造上人が乗ることができないものであって、遠隔操作又は自動操縦により航行させることができるもの。

※ 陸上を走行するものは、本事業の対象外となります。ただし、水陸両用機であり、本事業において水上又は水中での役務を行う場合は、海洋無人機として扱います。

## 3 対象となる企業等

- (1) 県内に本社、本店又は事業所を有する企業。ただし、県外に本社、本店を有する企業においては、県内事業所においてドローンサービスの提供を行う者に限る。
- (2) 県内に在住し、事業を営む個人

#### 4 対象となる役務

発注の対象となる役務は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 新役務の提供。ただし、本事業における新役務とは、自ら開発し提供する役務であり、申請時において販売開始からおおむね5年以内である役務を指します。
- (2) 優れた技術・役務特性を有し、市場性が見込まれる役務であると認められ、当該役務の技術等について、業務効率化、コスト削減又は住民サービスの向上等への繋がりが認められること。
- (3) 県の機関で使途が見込まれる役務であること。
- (4) 確実に役務の提供が行えること。
- (5) 地方自治法施行規則第12条の3第1項各号を満たすこと。

#### ◎地方自治法施行規則第12条の3第1項

第十二条の三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供（以下この条において「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

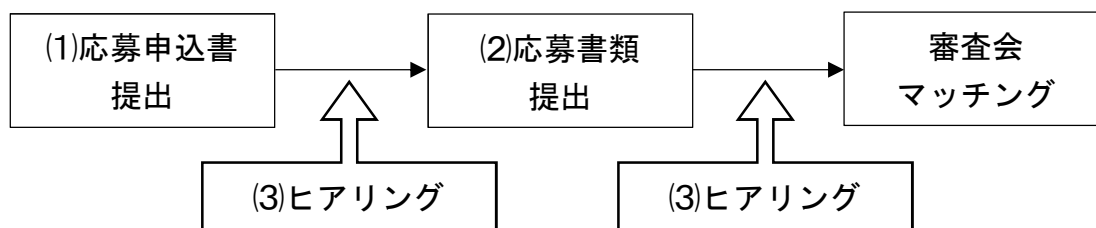
- 一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務（以下この条において「新商品等」という。）が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであつても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- 二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- 三 第三項第四号に掲げる事項が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

## 5 応募にあたっての注意点

- (1) 適切な賠償責任保険に加入したドローンを使用してください。
- (2) ドローンの運行に必要な各種法令等に係る手続きを行ってください。

## 6 応募書類の提出について

応募から県の機関とのマッチングまでの流れは、下記のフローのとおりとなります。



応募申込書、応募書類について、内容のヒアリングのため、県から書類に記載のある担当者宛てに連絡することがありますので、ご了承ください。

### (1) 応募申込書の提出

当該事業への応募希望者は、「（様式１）応募申込書」を以下の要領で提出してください。

#### ア 提出期間

**令和７年３月１４日（金）～４月１８日（金）【必着】**

#### イ 提出方法

e-mail で提出してください。原則、提出後３日以内（土日祝日を除く）に、提出メールの返信にて受領の連絡を致します。

宛 先：鹿児島県 商工労働水産部 新産業創出室 新産業創出係

メールアドレス：[shin-sousyutsu@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:shin-sousyutsu@pref.kagoshima.lg.jp)

電 話：099－286－2897

### (2) 応募書類の提出

#### ア 提出期間

**令和７年３月１４日（金）～４月２５日（金）【必着】**

※ ４月１８日（金）以前にご提出いただく場合は、応募申込書も同時にご提出ください。

## イ 提出書類及び提出方法

| NO. | 提出書類                                   | 提出方法            | チェック用 |
|-----|----------------------------------------|-----------------|-------|
| ①   | (様式2) ドローン活用技術トライアル発注事業認定申請書           | 電子データ<br>(PDF)  |       |
| ②   | (様式2別紙) 実行計画書                          | 電子データ<br>(WORD) |       |
| ③   | 貸借対照表及び損益計算書の写し<br>(直近決算期分)            | 電子データ<br>(PDF)  |       |
| ④   | 応募する役務の概要がわかる書類<br>(パンフレット, 写真, 使用方法等) | 電子データ<br>(PDF)  |       |
| ⑤   | 会社概要の分かる書類<br>(パンフレット等)                | 電子データ<br>(PDF)  |       |
| ⑥   | 【県外本社・本店の企業のみ】<br>事業所の所在地を証明出来る書類      | 電子データ<br>(PDF)  |       |
| ⑦   | 【個人のみ】<br>身分証明書(顔写真付き)の写し              | 電子データ<br>(PDF)  |       |

※ 上記の提出方法で対応が難しい場合は、別途お問合せください。

※ ①～②は、県HPに掲載している、所定の書式をダウンロードして記載してください。

※ ③～⑤は、任意の様式で提出してください。

※ ⑥は、下記の書類が対象となります。

- ・ 申請日以前3か月以内に取得した履歴事項全部証明書
- ・ 納税地が鹿児島県内の住所となる確定申告書

なお、以下に示す書類を証明書類として使用する場合、⑤の会社概要書類等に事業所としての掲載がある住所と一致するものを認めます。

- ・ 賃貸借契約書
- ・ 固定資産税等の納税証明書
- ・ 公共料金の請求書

## ウ 提出方法

e-mail で提出してください。原則、提出後3日以内(土日祝日を除く)に、提出メールの返信にて受領の連絡を致します。

宛 先: 鹿児島県 商工労働水産部 新産業創出室 新産業創出係

メールアドレス: [shin-sousyutsu@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:shin-sousyutsu@pref.kagoshima.lg.jp)

なお、ファイルの総容量が5MBを超える場合や暗号化圧縮ファイルの場合は、添付されたファイルの受信できません。お手数ですが、メールを複数回に分けて送信するか、表紙の問合せ先までご連絡ください。

(3) ヒアリングについて

必要に応じて、応募する役務に関するヒアリングを行います。

その場合は、こちらから連絡します。

## 7 トライアル発注の実施方法

応募された役務については、次のとおり取り扱います。

- (1) 県は、鹿児島県ドローン活用技術トライアル発注選定委員会（以下「委員会」という。）において、応募された役務の特性等の審議を経て、トライアル発注の対象となる役務を選定し、地方自治法施行令１６７条の２第１項第４号に基づく知事の認定を行います。
- (2) 認定役務を県の機関が発注します。ただし、この制度に基づき県の機関が発注するのは１回限りとします。
- (3) 役務の評価は、県が役務の使用者としての立場から有用性（県が発注する際に期待した効果）について行うものであり、科学的な試験・検査等を行って役務の品質や性能を保証する評価ではありません。
- (4) 県は、当該役務を発注した県の機関の意見等を基にして、使用者の立場からその有用性について評価を行い、委員会の審議を経て、認定役務を提供する企業（以下「企業」）に報告します。
- (5) 企業は、役務の評価においてその有用性を認められた場合には、県の機関からの受注実績として掲げることができるものとします。

### ◎ 地方自治法施行規則第１６７条の２第１項第４号

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

## 8 製品等に関する公表

トライアル発注における役務に関する情報の公表については、次のとおり取り扱います。

- (1) 応募段階では、応募された役務に関する個々の情報及び会社概要は公表しません。
- (2) 認定後は認定役務（役務名，事業者名，役務特性等）及び企業名等（所在地，連絡先）を県のホームページ及びその他の方法により公表します。
- (3) 認定役務に係る評価結果（役務名，事業者名，役務特性，価格，使用後の評価）及び企業名等（所在地，連絡先）連絡先は県ホームページ及びその他の方法により公表します。
- (4) 認定役務に係る評価結果の公表により、企業にとって不利益となる可能性もございますので、応募の際はこの点についてもあらかじめご了承ください。

## 9 応募役務がトライアル発注役務に認定された後の事務手続

認定役務の用途を予定している県の関係機関と、発注に向けて直接調整していただきます。詳細については、トライアル発注役務の認定通知後にお知らせします。

## 10 スケジュール（予定）

### (1) 応募申込書の提出 **【締切：令和7年4月18日（金）必着】**

応募書類の提出前に、応募申込書を提出していただきます。この時点での審査等はありませんが、本事業の対象事業とならない等、事務局が応募書類の提出前に確認が必要と判断した場合は、事前のヒアリングを行います。

### (2) 応募書類の提出 **【締切：令和7年4月25日（金）必着】**

申請書の項目をすべて記載し、添付書類と併せて提出してください。申請書の内容について、ヒアリングや追加書類の提出を求める場合があります。

### (3) 審査会 **【令和7年6月予定】**

提出書類に基づき審査会を開催し、役務の「技術・役務特性」「市場性」「業務効率化又は住民サービス」「新規性・独創性」について、専門家からの意見をもとに、認定予定の役務を決定します。

### (4) マッチング **【令和7年7月上旬予定】**

選定委員会において、認定予定の役務と、県の機関のマッチングを行います。

### (5) 認定事業者の決定及び認定役務の公表 **【令和7年8月上旬】**

決定した認定事業者については、書面をもって通知するほか、県のホームページで公表します。

### (6) 契約・役務の執行 **【令和7年10月～令和8年2月】**

発注機関を含め、契約手続きを行い、役務の執行を行います。契約の締結後に、契約状況を県ホームページに公表します。

### (7) 役務の評価・公表 **【令和8年3月～令和8年6月】**

発注機関が、契約した役務について評価を行い、県ホームページに公表します。